

広島県告示第二百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定によって、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が呉市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十六条第一項の規定によって当該土地を同表下欄に掲げる町の区域に編入する旨、呉市長から届出があった。

平成二十年三月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄		下 欄
位 置	面 積	
呉市音戸町渡子二丁目三一の三八から一〇の一〇二を経て一〇の三二に至る地先	二二、五〇三・一八平方メートル	呉市音戸町渡子二丁目